

牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に
関する条例施行規則の一部を改正する規則

平成29年 5月 2日
規則第 15号

牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成28年規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2に定める方法
-------	-----------------------	--------------

」を

「

六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2に定める方法(規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
-------	-----------------------	--

」に、

「

砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋	検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地
----	----------------------------	---

	立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあつては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	域の指定要件に係る 砒素 の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に定める方法
--	--	--

」を

「

砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあつては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る 砒素 の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に定める方法
----	---	---

」に、

「

四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
-------	------------------------	--

」を

「

四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)附表に掲げる方法

は塩化 ビニル モノマ ー)		
-------------------------	--	--

」に、

「

1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
--------------	-----------------------	----------------------------------

」を

「

1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
--------------	----------------------	----------------------------------

」に

「

セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

」を

「

セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 6 7. 2、6 7. 3 又は 6 7. 4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	規格 3 4. 1 若しくは 3 4. 4 に定める方法又は規格 3 4. 1 c) (注(6) 第 3 文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 4 7. 1、4 7. 3 又は 4 7. 4 に定める方法
1, 4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 7 に掲げる方法

」に

改め、同表の備考 1 を次のように改める。

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について(平成 3 年環境庁告示第 4 6 号)別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

様式第 6 号を次のように改める。

附 則（平成 年規則第 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に提出される事前協議書及びその添付書類並びに当該事前協議に係る許可申請及び土壌調査の報告から適用し、同日前に提出される事前協議書及びその添付書類並びに当該事前協議に係る許可申請及び土壌調査の報告については、なお従前の例による。